石狩振興局地区専任手話通訳者連絡会議

平成２９年度報告書

平成２９（２０１７）年４月～平成３０（２０１８）年３月

◆ 発行にあたって ◆

平成１０（１９９８）年に石狩支庁地区専任手話通訳者連絡会議（当時）が発足して以来、中間報告書として数年毎にまとめてパートⅣまで発行してきました。

その後は単年度ごとに発行することとし、今回、平成２９年度分をお届けします。

この報告書が各種手話通訳事業、手話通訳者の研修のあり方や健康問題等について自治体等で担当される方々にも参考にして頂き、活用いただければ幸いです。

石狩振興局地区専任手話通訳者連絡会議

目　次

１．発行にあたって（表紙）
２．目　次・・・

石狩振興局地区専任手話通訳者連絡会議の位置づけについて

１．発足日　　平成１０年５月２７日（水）　第１回目の会議を開催

２．目的
（１）石狩振興局地区手話通訳者派遣ネットワークの整備、連絡調整を行う。
（２）専任・専従手話通訳者の業務のあり方について検討を行う。
（３）手話通訳者の派遣、養成等に関しての検討を行う。

３．構成メンバー
　石狩振興局地区専任・専従手話通訳者によって構成される。
　その内訳は次のとおり。
　札幌市、江別市、千歳市、北広島市、石狩市、恵庭市、北海道手話通訳派遣センター石狩、北海道手話通訳派遣センター本部（オブザーバー)、道障がい者保健福祉課手話通訳員（オブザーバー)。
　この他に、石狩振興局地区自治体職員（手話通訳事業担当等）の出席。

４．会議の進め方
　専任･専従手話通訳者の実務会議と石狩圏域ネットワーク連絡会議の２本立てで行い、ネットワーク連絡会議には各自治体の手話通訳事業等担当者の参加を呼びかけていく。

５．各自治体の手話通訳者派遣事業担当者と共に協議が必要と思われるもの
（１）災害・緊急時（時間外、休日も含む）の派遣ネットワーク対応について
　日常的な派遣ネットワークを充実させることが基本。
　現在､機能しているネットワークとこれから作り上げていくネットワークの整理と検討。
（２）手話通訳者研修会（専任・専従・登録）の充実
（３）手話通訳者の健康問題～頸肩腕障害の予防と対策

６．連絡会議の役割
　全道に先駆けて連絡会議を開催してきた意義や目的を発信し、圏域ネットワーク連絡会議が道内各地で構築されるべく、牽引的役割を果たしていく。

平成２７年５月２０日
　平成２７年度第１回石狩振興局地区専任手話通訳者連絡会議で確認

連絡会議での主な検討及び報告事項一覧表(H29年度)			
回　数	開催月日・曜日	開催場所	主な内容（項目）
第１回	５月１７日 （水）	恵庭市 （市役所内会議室）	・中間報告書パートⅣ作成について ・平成２７年度から平成２８年度の作成について ・地域の意思疎通支援事業について ・日常業務を通しての意見・情報交換 ・その他
第２回	７月１９日 （水）	千歳市 （社会福祉協議会 内会議室1）	・中間報告書パートⅣについて （平成２４年度～平成２６年度分） ・平成２７年、平成２８年度分の作成について ・地域の意思疎通支援事業について ・日常業務を通しての意見・情報交換 ・その他
第３回	９月２０日 （水）	石狩市 （総合保健福祉 センター 「りんくる」）	・中間報告書パートⅣについて ・平成２７年、平成２８度分の作成について ・地域の意思疎通支援事業について ・日常業務を通しての意見・情報交換 ・その他
第４回	１１月１５日 （水）	札幌市 （視聴覚障がい者 情報センター）	・中間報告書パートⅣについて ・平成２７年、平成２８度分の作成について ・地域の意思疎通支援事業について ・日常業務を通しての意見・情報交換 ・その他
第５回	１月１７日 （水）	北広島市 福祉ｾﾝﾀｰ講堂	・中間報告書パートⅣについて ・平成２７年、平成２８度分の作成について ・地域の意思疎通支援事業について ・日常業務を通しての意見・情報交換 ・その他
第６回	３月１４日 （水）	江別市 （市役所内西棟 会議室）	・中間報告書パートⅣについて ・平成２７年、２８年度分の作成について ・地域の意思疎通支援事業について ・日常業務を通しての意見・情報交換 ・来年度の開催地・月日について ・その他

石狩振興局地区における手話通訳者派遣制度一覧表

２０１８（平成３０）年３月３１日現在

自治体及び団体名	北海道	石狩振興局	（公益社団）北海道ろうあ連盟	札幌市
手話通訳者設置年	１９８５（昭和６０）年２月１日 １名（一般行政職） **＊平成２３年３月３１日退職** １９８８（昭和６３）年３月１日 １名（一般行政職） 北海道胆振総合振興局保健環境部 （平成３０年３月３１日現在） １９９８（平成１０）年６月１日 １名（手話通訳員・特別職非常勤） 北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課 計２名	１９７８（昭和５３）年１２月１日 １名　石狩支庁総務部社会福祉課（当時） 石狩保健福祉事務所保健福祉部社会福祉課 （平成１６年４月１日～平成２２年３月３１日） 石狩振興局保健環境部保健福祉室社会福祉課 （平成２２年４月１日～平成２４年３月３１日） 石狩振興局保健環境部社会福祉課 （平成２４年４月１日より名称変更）	１９７４（昭和４９）年４月１日 （当時は北身協に道補助で２名配置 １名は道本庁、１名は北身協本部へ配置となる） ＊２０００（平成１２）年度より、北海道身体障害者福祉協会から北海道ろうあ連盟へ事業が移管される	専従手話通訳者 １９７４（昭和４９）年４月１日 １名　札幌市障害福祉課（当時） 登録手話通訳者 １９７４（昭和４９）年４月１日
実施主体	北海道	公益社団法人北海道ろうあ連盟（道補助）	公益社団法人北海道ろうあ連盟（道補助）	札幌市
運営主体	北海道	公益社団法人北海道ろうあ連盟（道補助）	公益社団法人北海道ろうあ連盟（道補助）	公益社団法人札幌聴覚障害者協会（委託）
専任手話通訳者数と身分	１名　（特別職非常勤職員） （週３０時間以内）	１名　（北海道ろうあ連盟職員） （週３０時間以内）	１５名　（北海道ろうあ連盟職員） ＊石狩振興局配置含む （週３０時間以内）	１０名 正職員　６名　常勤嘱託　１名 非常勤嘱託　２名　臨時職員　１名
登録手話通訳者数と身分	＊平成１８年度（平成１９年３月）より「北海道手話通訳者登録」を行う。 目的は一定レベルに到達している者を北海道手話通訳者として登録し、道内各市町村における手話通訳者の把握を行うことと並びに市町村に北海道手話通訳者のリストを提示し、意思疎通支援事業の円滑な実施を図るものである。 対象者は、手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）合格者、全日本ろうあ連盟認定手話試験合格者、他都府県等の手話通訳者養成事業に係る全国登録統一試験合格者、北海道ろうあ連盟手話通訳認定試験１級合格者 ２０１７年度２３２人 ＊２０１７年４月１日現在	９０名　北海道手話通訳派遣センター 登録手話通訳者（北海道ろうあ連盟） ＊２０１７年度（２０１７年５月１日現在） 登録条件～手話通訳士、全日本ろうあ連盟認定手話通訳者、統一試験合格者、北海道ろうあ連盟認定一級、二級、上級、中級合格者、その他地域のろうあ団体が認めた者	３８３名　北海道手話通訳派遣センター登録手話通訳者（北海道ろうあ連盟）＊石狩振興局含む＊２０１７年度（２０１７年５月１日） 登録条件～手話通訳士、全日本ろうあ連盟認定手話通訳者、統一試験合格者、北海道ろうあ連盟認定一級、二級、上級、中級合格者、その他地域のろうあ団体が認めた者	４７名　登録手話通訳者
登録手話通訳者の選考方法				試験（筆記・読み取り・表現・面接） 審査委員会（専通者２名、ろう協２名）設置（要綱有り）
登録手話通訳者の派遣費〔交通費等の扱い〕		最初の１時間までは２，０００円 以降３０分につき５００円加算 交通費：実費 自家用車（条件による）往復２キロ以上の場合に@２５で支給	同　左	３時間未満　３，０００円 ３時間以上　４，０００円 交通費：実費（タクシー利用可） FAX 代（資料送付１枚×１０円）、郵送代、電話代支給
研修会の有無		有　派遣センター登録手話通訳者対象	有　派遣センター登録手話通訳者対象	有　専従・登録手話通訳者対象
研修会の回数及び内容		年３回開催。 ２回目と３回目は各２会場で開催	同　左	＊詳細については、「石狩振興局地区における手話通訳者（専任：専従・登録）研修会一欄表」参照
派遣対象者及び地域	北海道全域 ＊来庁の聴覚障害者 ＊道が主催及び共催する行事等 ＊北海道ろうあ連盟主催の主な行事等	石狩振興局全域、管内出張可 石狩管内在住及び来訪の聴覚障害者	１４各総合振興局・振興局全域 本部～北海道全域 各管内在住及び来訪の聴覚障害者	派遣地域は原則として札幌市内のみ （ケースによっては市外派遣も可） 札幌市内在住及び市外からの聴覚障害者
対象外地域への対応	他の関係機関に依頼	他の関係機関に依頼	他の関係機関に依頼	対象地域の実施主体に連絡 派遣制度利用のための調整を行う
健康問題への対応	手話通訳者頸肩腕健診実施（年１回） 受診機関～勤医協札幌病院 ＊定期的受診は、特別職非常勤職員のみ	手話通訳者頸肩腕健診実施（年２回） 受診機関～勤医協札幌病院	手話通訳者頸肩腕健診実施（年２回） 受診機関～勤医協札幌病院	＊詳細については、「石狩振興局地区における手話通訳者の頸肩腕健診状況一覧表」参照 受診機関～勤医協札幌病院

【手話通訳者派遣制度一覧表】

２０１８（平成３０）年３月３１日現在

自治体及び団体名	千歳市	江別市	北広島市	石狩市	恵庭市
専従（専任）手話通訳者設置年	１９７８（昭和５３）年４月１日	１９９４（平成６）年４月１日	１９９５（平成７）年１０月１日	１９９６（平成８）年１０月１日	２００７（平成１９）年４月１日
登録手話通訳者制度開始年	１９７８（昭和５３）年４月１日	１９８４（昭和５９）年４月１日	１９９４（平成６）年４月１日	１９９７（平成９）年４月１日	１９９９（平成１１）年１０月１日
実施主体	千歳市	江別市	北広島市	石狩市	恵庭市
運営主体	社会福祉法人千歳市社会福祉協議会（委託）	江別市（健康福祉部）	北広島市（保健福祉部）	石狩市（保健福祉部）	恵庭市（保健福祉部）
専任手話通訳者数と身分	１名　社協嘱託職員 （週２９時間）	１名　第２種非常勤職員 （週２９時間以内）	１名　第１種非常勤職員 （週２８時間４５分）	３名　第２種非常勤職員 （週２９時間）	１名　非常勤職員 （週２９時間）
登録手話通訳者数と身分	１４名　市登録	１１名　第１種非常勤職員	１４名　特別職非常勤	８名　委嘱	５名　（市登録）
登録手話通訳者の選考方法	千歳市登録手話通訳者推薦審査 [試験内容] 手話技術審査（読み取り、聞き取り） 面接試験、小論文 [審査員] 千歳聴力障害者協会会員 千歳市社協専従手話通訳者 地元手話通訳士有資格者	江別市手話通訳登録者採用試験 （平成２０年施行） 試　験～小論文 手話技術（読取り記述、聞き取り表現） 面接試験 審査員～江別市担当職員 専任手話通訳者 江別市手話通訳登録者 江別聴力障害者協会会員	北広島市登録手話通訳者推薦要領 （成６年３月２７日施行） 平成８年、町から市へ 北広島聴力障害者協会の推薦を受けて市が認定 （試験～筆記、聞き取り、読み取り、面接）　一般公募 審査員～ろう協３名、専通者、市担当者（立ち会いとして）	石狩市手話通訳者登録試験実施要領 （平成２７年４月１日より施行） 【試験内容】 筆記、聞き取り、読み取り、面接 【審査員】 石狩聴力障害者協会員 石狩市専任手話通訳者 石狩市の障がい福祉の担当課長	恵庭市手話通訳者推薦及び登録要項（平成１１年７月１日より施行） 千歳聴力障害者協会の推薦を受けて市が登録 （試験～聞き取り、読み取り、面接、小論文）　一般公募 審査員～ろう協、専通者（石狩振興局等）、市担当者
登録手話通訳者の派遣費〔交通費等の扱い〕	派遣費：１時間１，０００円 交通費：公共交通機関は実費 自家用車：１派遣２００円 （緊急時夜間など状況により タクシー可）	３時間未満　２，４３０円 ３時間以上　４，０５０円 交通費：実費	３時間未満　３，９００円 ３時間以上１時間を越えるごとに加算　１，０００円 交通費：市外のみ実費	派遣費：１時間　１，５００円 １時間を超えた時間につき３０分毎に７５０円を加算 ※市議会の配信映像に手話通訳映像を挿入するための撮影に関する業務について規定により得られた報酬の金額の合計額に３分の４を乗じた額を基準額とする。 交通費：公共交通機関　実費 自家用車　同一区域内　３００円 石狩地区～厚田区　９００円 ～浜益区１，７００円 厚田区～浜益区　９００円 市外１，０００円 夜間・緊急時等の状況により、 タクシー可	３時間未満　２，４００円 ３時間以上　４，０００円 交通費：市内実費 市外は市職員の旅費規程に従い支給
研修会の回数及び内容	＊別紙「手話通訳者研修会一覧表」参照				
派遣対象者及び地域	対象者～千歳市内及び市外からの聴覚障がい者 対象地域～原則として千歳市内のみ （ケースによっては市外派遣も可）	対象者～個人又は団体で市内在住及び市外の聴覚障がい者等 対象地域～石狩振興局内及び近隣市町村	対象者～北広島市内在住及び市外からの聴覚障がい者 対象地域～石狩振興局管内	対象者～石狩市内在住及び市外からの聴覚障がい者 対象地域～北海道全域	対象者～恵庭市内在住及び市外からの聴覚障がい者 対象地域～市内及び近隣市町村
対象外地域への対応	対象地域の実施主体に連絡し、派遣制度利用のための調整を行う				
健康問題への対応	＊別紙「手話通訳者の頸肩腕健診状況一覧表」参照				

手話講習会一覧表（平成29年度）

自治体名	札幌市		千歳市		江別市	
名称	入門課程	基礎課程	初級課程(入門)	中級課程(基礎)	入門課程	基礎課程
実施主体	札幌市		千歳市		江別市	
運営主体	公益社団法人札幌聴覚障害者協会		千歳市社会福祉協議会		江別市手話講習会運営委員会	
期　間 （開催日）	5月16日～10月31日 毎週月曜日	5月19日～12月1日 毎週木曜日	6／22～10／26 毎週木曜日	6／12～12／11 毎週月曜日	5月10日～12月20日 毎週火曜日	毎週木曜日
回　数	21回(修了式含む)	26回（修了式含む）	18回	23回	28回	
時間帯 （総時間数）	19時00分～20時30分 30時間	18時30分～20時30分 50時間	19:00～20:30 27時間	19:00～20:30 34．5時間	18:45～20:45 56時間	
定員	340名	50名	20名	20名	定員は特に決めいていない。開講条件として10名以上で開催。	
受講者	318名	50名	20名	25名	22名	14名
修了者	253名	45名	14名	22名	21名	9名
受講対象	市内居住の15歳以上の者	市内居住の18歳以上の者	手話学習経験のない初心者	初級修了者又は同等の者	初心者	入門修了または同等レベル
選考方法 （修了基準有無）	抽選 70%（14回）以上の出席 ※修了式は回数に含まない	抽選 70%（18回）以上の出席 ※修了式は回数に含めない	概ね12回以上の受講者に修了証書授与	概ね15回以上の受講者に修了証書授与	無 70%以上の出席	
講　師	各支部2名×10区	札聴協3名　札通研2名	千歳聴力障害者協会会員		江別市手話講習会運営委員会講師団 （協会会員・サークル会員・通研会員）	
講師会議	各区2回 全体2回	6回	無		全体会議年2回・各講座ごとに不定期で開催	
講師（助手）研修会	3回	2回	無		4回（運営委員会講習会部担当の学習会）	
使用テキスト	手話を学ぼう　手話で話そう		手話を学ぼう手話で話そう（入門編）	手話を学ぼう手話で話そう（基礎編）	手話奉仕員養成テキスト「手話を学ぼう　手話で話そう」	
予算	3,754,000円		69，000円	89，500円	345,200円	230,400円
連絡先	札幌聴覚障害者協会コミュニケーション支援課		千歳市社会福祉協議会総務課ボランティア係		江別市役所福祉課（電話011－381－1031）	
その他						
考察（講習会の分析、修了者の動向他）	・入門課程（手話講習会） 基礎課程（中級手話講習会）に進みたい76名 ・基礎課程（中級手話講習会） 手話通訳者養成講座受講へ5名（終了不可者含む）,手話サークル加入者30名		手話の会の紹介を行った結果、数名が手話の会見学を行い入会を検討。	次年度の上級講座の案内と手話の会未加入者に会の紹介を行った（終了者のうち、すでに手話の会会員13名	・入門課程修了者 8割が基礎受講。 ・基礎修了者 約半数が基礎2回目または養成講座受講 修了者の約3割が手話サークル加入	

厚生労働省・手話奉仕員養成カリキュラム時間数（80時間）：入門課程35時間　基礎課程45時間

手話講習会一覧表（平成29年度）

自治体名	北広島市		石狩市		恵庭市
名称	入門課程	初級	石狩市手話講習会 （入門・基礎課程）	石狩市手話基礎編 フォローアップ講座	中級
実施主体	北広島市社会福祉協議会		石狩市		恵庭市
運営主体	北広島市社会福祉協議会		石狩市		恵庭市
期　間 （開催日）	5／10　～　6／28 毎週火曜日	6／8　～　10／26 毎週水曜日	4／18～12／12 毎週火曜日	5／10～9／20 毎週水曜日	6/6～11/14 毎週火曜日
回　数	8回	20回	34回	20回	22回
時間帯 （総時間数）	13：30　～　15：30 16時間	18：30　～　20：30 40時間	13：30～15：30 68時間	18：30～20：30 40時間	19：00～20：30 33時間
定員	10名	20名	20名	15名	20名
受講者	7名	17名	13名	10名	13名
修了者	6名	11名	13名	10名	10名
受講対象	18歳以上の初心者	小学5年生以上の方	市民又は市内に通勤・通学などされている方で、手話に興味があり、全ての回を受講できる方	市民又は市内に通勤・通学などされている方で、初級講習会などを修了し、全ての回を受講できる見込みの方（過去にこの講座を受講した方は対象外）	市内に在住、通勤、通学する人（高校生以上）
選考方法 （修了基準有無）	先着順 （7割以上出席）		定員を超えた時は抽選 （8割以上の出席）	面談（合否をつけるものではな	初級課程を修了した人 または同等の人
講　師	北広島聴力障害者協会		聴力障害者協会・登録手話通訳者	聴力障害者協会・専任手話通訳者・登録手話通訳者	千歳聴力障害者協会
講師会議	必要に応じてその都度開催		全体会議年1回　講座前の打ち合わせ・終了後の反省会		講師により事前打ち合わせあり
講師（助手）研修会	必要に応じてその都度開催		石狩市手話指導者養成講座　（受講修了者が講師となる）		無
使用テキスト	手話奉仕員養成テキスト「手話を学ぼう　手話で話そう」		手話奉仕員養成テキスト「手話を学ぼう　手話で話そう」		手話奉仕員養成テキスト「手話を学ぼう　手話で話そう」
予算	手話関係事業すべてを含む；590，000円		400，000円		90，700円
連絡先	北広島市社会福祉協議会（011－372－1698）		石狩市障がい支援課　（0133－72－3194）		恵庭市障がい福祉課　0123－33－3131
その他					
考察（講習会の分析、修了者の動向他）		講習会終了後、数名がサークルに加入			・初級修了後サークルへ加入した受講者が多い

厚生労働省・手話奉仕員養成カリキュラム時間数（80時間）：入門課程35時間　基礎課程45時間

手話通訳者養成講座一覧表（平成29年度）

自治体名	札幌市		千歳市	江別市
名称	札幌市手話通訳者養成講座		上級Ⅱ課程	手話通訳者養成講座
実施主体	（公社）札幌聴覚障害者協会		千歳市	江別市
運営主体	（公社）札幌聴覚障害者協会		千歳市社会福祉協議会	江別市手話講習会運営委員会
期　間 （開催日）	4月5日～11月22日	5月18日～3月28日	5／9～12／19 （毎週火曜日）	5/9～12/14 毎週木曜日
	毎週水曜日			
回　数	35回	47回	全32回	28回
時間帯 （総時間数）	18:30～20:30		19:00～20:30 48時間	18:45～20:45 56時間
	70時間	90時間		
定員 受講者数	15名 22名（転入あり）	15名 16名	定員20名、受講者11名	開講条件として受講生が5名程度であること 4名
修了者数	13名	継続中	8名	3名
受講対象	札幌に住所、勤務先・通学先のある18歳以上の者		中級課程修了者又は修了と同等の者	手話通訳を目指す方。基礎講座以上を修了、または同等レベルの方。
選考方法 （修了基準有無）	選抜考査を行う 各課程70％以上の出席		概ね21回以上受講者に修了証書を授与	選考試験（読取記述・聞取表現・面接） 70%以上の出席及び修了試験（読取記述・聞取表現）
手話通訳者登録数 （登録試験の有無）	0名	継続中	0名	0名
	有		無	有
講　師	札幌聴覚障害協会・札幌手話通訳問題研究会 札幌市専従手話通訳者		千歳聴力障害者協会・手話通訳士	江別市手話交通会運営委員会講師団 （江別聴力障害者協会会員・サークル会員）
講師会議	7回（説明会・反省会含む）	6日回（説明会・反省会含む）	無	全体会議（年4回）・必要に応じて開催
講師研修	0回	#REF!	無	4回（江別市手話講習会運営委員会主催）
使用テキスト	手話通訳Ⅰ・Ⅱ　実践課程		手話通訳Ⅱ　ホップ　**ステップ**　ジャンプ	手話通訳Ⅰホップ　ステップ　ジャンプ
予算	1,300,000円		96，000円	229，800円
連絡先	札幌聴覚障害者協会コミュニケーション支援課（633－7575）		千歳市社会福祉協議会　地域福祉課　ボランティア係	江別市役所福祉課（電話011-381-1031）
その他				
考察（養成講座の分析、修了者の動向他）	修了年度の統一試験に合格する者が僅か		地元手話の会会員7名（非会員1名） ・うち2名は登録手話通訳者としてすでに活動しており、スキルアップを目的に受講した。 ・登録手話通訳者受験申し込みなし	江別の養成講座修了後登録通訳者になるには厳しい状況の為、修了者は道の養成講座を受講する流れができている

手話通訳者養成講座一覧表（平成29年度）

自治体名	北広島市	石狩市	恵庭市
名称	中級講座	手話通訳者養成講座Ⅰ	
実施主体	北広島市社会福祉協議会		
運営主体	北広島市社会福祉協議会		
期　間 （開催日）	６／８　～１０／２６ 毎週水曜日	※開催予定をしていたが、申し込みがなかった為、 中止となる。	
回　数	２０回		
時間帯 （総時間数）	１８：３０～２０：３０ ４０時間		
定員 受講者数	１０名（受講者4名）		
修了者数	４名		
受講対象	手話による日常会話がある程度できる１８歳以上の方		
選考方法 （修了基準有無）	簡単な面接試験あり ７０％以上の出席修了証書		
手話通訳者登録数			
（登録試験の有無）	無		
講　師	北広島聴力障害者協会・専任手話通訳者		
講師会議	必要に応じてそのつど開催		
講師研修	必要に応じてそのつど開催		
使用テキスト	厚生労働省手話奉仕員養成カリキュラム第１９講座～		
予算	手話関係事業すべてを含む（入門講座一覧に記載）		
連絡先	北広島市社会福祉協議会（０１１－３７２－１６９８）		
その他			
考察（養成講座の分析、修了者の動向他）			

手話通訳者（専任：専従・登録）参加研修会一覧表（平成29年度）

	自治体名	北海道	石狩振興局	（公社）北海道ろうあ連盟
専任・専従手話通訳者	独自で開催の研修会内容 他機関主催の研修会内容	○他機関主催の研修会内容 1．第43回全道ろうあ者相談員・第40回専任手話通訳者研修会（札幌市） 講演「支援者と非支援者とのバウンダリー(心の境界線）の理解」　（主催：北海道ろうあ連盟）	○他機関主催の研修会内容 ・第43回全道ろうあ者相談員・第40回専任手話通訳者研修会（札幌市） 講演「支援者と非支援者とのバウンダリー(心の境界線）の理解」倉知延章講師　（主催：北海道ろうあ連盟）	○独自で開催の研修会内容 ・第43回全道ろうあ者相談員・第40回専任手話通訳者研修会（札幌市） 講演「支援者と非支援者とのバウンダリー(心の境界線）の理解」　（主催：北海道ろうあ連盟） 手話通訳者現任研修2名派遣 手話通訳士現任研修3名派遣（国リハ含む） 全通研（健康）1名派遣 講師育成テキストⅢ対応1名派遣
登録手話通訳者	研修会名称		北海道現任手話通訳者研修会	北海道現任手話通訳者研修会（石狩振興局含む）
	開催回数		3回	3回
	内容		第1回：場面通訳 第2回：講義「ろうあ者が望む手話通訳者像について」 理事対応（5名） 第3回：読み取り通訳 ＊新登録員対象の初任者研修あり	第1回：場面通訳 第2回：講義「ろうあ者が望む手話通訳者像について」 理事対応（5名） 第3回：読み取り通訳 ＊新登録員対象の初任者研修あり ○開催地域について～道内14総合振興局（振興局）で開催。ただし、地域の実情により第1回と第3回を管内数か所で開催している総合振興局（振興局）がある。 ○第2回は地域のセンター登録通訳者との意見交換（懇談）も含めて連盟理事が講師を担う。
備考				

手話通訳者（専任：専従・登録）参加研修会一覧表（平成29年度）

	自治体名	札幌市	千歳市	江別市
専任・専従手話通訳者	独自で開催の研修会内容 他機関主催の研修会内容	◍独自で開催の研修会 専通も登通と同じ研修会のため下段参照 ◍他機関主催の研修会 ・全国聴覚障害者情報提供施設協議会主催 コミュニケーション支援担当者研修会 ・第43回全道ろうあ者相談員第40回全道専任手話通訳者研修会 ・第50回全国手話通訳問題研究集会～サマーフォーラムinひろしま～ ・全国手話研修センター主催 2017年度手話通訳者全国統一試験説明会 2017年度手話通訳者現任研修会 ・聴覚障害者の精神保健福祉を考える研修会2017 聴覚障害者のメンタルヘルスと支援～カウンセリングとソーシャルワークの連携のために～	1．第43回全道ろうあ者相談員・第40回専任手話通訳者研修会（札幌市） 講演テーマ「ケースと援助者とのバウンダリー（心の境界線）との理解」 （主催者：北海道ろうあ連盟） 2．第50回全国手話通訳問題研究討論集会 （広島県）	第43回全道ろうあ相談員・第40回全道専任手話通訳者研修会（札幌市） 講演「支援者と被支援者とのバウンダリー（心の境界線）の理解」 ～ニーズの把握と支援者の役割とは～ 講師　九州産業大学　国際文化学部臨床心理学科 教授　倉知　延章　氏 （主催：北海道ろうあ連盟）
登録手話通訳者	研修会名称	札幌市・札聴協手話通訳者現任研修会	①千歳市登録手話通訳者研修会 ②要約筆記者との合同研修会	江別市手話通訳登録者定例研修会／要約筆記合同研修会
	開催回数	全26回（新人研修含む）	①　6回、　②　1回	10回　　2回
	内容	・新登録手話通訳者研修会（3回　※認定式・オリエンテーション除く） ・札幌市・札聴協手話通訳者派遣・養成事業等に関する事業説明会 ・実務　「手話通訳に必要な現場対応力を考える」 ・事例研修①②③④「通訳現場の再現学習」 ・ロールプレイ①②③④「事例研修を受けて学習」 ・登録手話通訳者懇談会(札幌市登通のみ) ・「ろう者の言語権を考える～」(外部講師依頼)（札聴協登通のみ） ・「司法研修」(外部講師依頼)（札聴協登通のみ）①② ・健康学習会　…特殊健康診断結果を受けて担当医を含む学習（札幌市登通のみ） ・模擬通訳（札聴協登通のみ、市登通兼任者除く） ・翻訳・表現技術　「読み取り通訳・聞き取り通訳」①② ・出張報告　「専従手話通訳者の出張報告」 ・全国統一試験過去問題に取り組む研修会（全員が対象） ・手話通訳者会議①「医療・教育」 ・手話通訳者会議②「労働・社会生活」 ・手話通訳者会議③「講演会・式典」	・前年度の実績報告・意見交換 ・事例検討・ロールプレイ（医療場面） （講師：地元ろう協） ・健康学習会「頸肩腕症候群予防　垰田和史氏のDVD鑑賞」 ・道外研修報告会「全通研集会inひろしま」 （報告者：専通1名、登通2名） ・舞台通訳実技練習　（講師：地元ろう協） ・新テキスト「手話通訳Ⅲ」の学習　（講師地元ろう協） （講師：地元ろう協 ・通訳実技練習「舞台上の通訳」 （講師：地元ろう協） ・合同研修会 ①講演「石狩市手話基本条例の目指すもの」 （石狩市保健福祉部　主査　鈴木昌裕氏） ②聴覚障がい当事者体験発表「私と手話の関わり」 （地元ろう協　会長　佐藤　義典氏）	・市担当者を交えた懇談会 ・外部講師研修会 「アサーティブ・コミュニケーションについて」 講師：札幌ファシリティ研究会・北海道室蘭聾学校 教頭　二階堂　洋子　氏 ・ケース会議 ・技術研修 場面通訳 読取り・聞取り （協力：江別聴力障害者協会） ・事例検討（報告書からの事例を抜粋）
備考		※対象は札幌市・札聴協登録手話通訳者及び専従手話通訳者全員。 ※2015年度から札幌市・札聴協合同研修会とした。 ※手話通訳者会議は自主研修の為出欠連絡不要。		

手話通訳者（専任：専従・登録）参加研修会一覧表（平成29年度）

	自治体名	北広島市	石狩市	恵庭市
専任・専従手話通訳者	独自で開催の研修会内容 他機関主催の研修会内容	・第42回全道ろうあ者相談員・第39回全道専任手話通訳者研修会（札幌市）	・第15回日本手話通訳学会（兵庫県） 基調講演「新しい手話の創造と手話通訳士の役割」 講師　高田　英一氏 その他、発表3件 第50回全国手話通訳問題研究集会 ～サマーフォーラムinひろしま～ 記念講演「風の歌が聴きたい」 講師　大林　宣彦氏 分科会C講座「コミュニケーション・言語・伝え合う」 第43回全道ろうあ者相談員・第40回全道専任手話通訳者研修会（札幌市） 講演「支援者と非支援者とのバウンダリー（心の境界線）の理解　～ニーズの把握と支援者の役割とは～」 手話関係者の健康フォーラム2017in大阪 講演「聴覚障害者への医療における合理的配慮を考える」 講義「ろう者を取り巻く情報・コミュニケーションに関する」 講師　北原　照代　医師（滋賀医科大学社会医学講座） グループワーク「健康問題について」 ・手話奉仕員・手話通訳者養成担当講師リーダー研修会 手話通訳者養成担当講師連続講座「講義編」 手話通訳者の健康管理・ことばの仕組み（音声言語）・手話通訳の理念と仕事Ⅰ　　ソーシャルワーク概論 手話奉仕員養成担当講師連続講座「講義編」 聴覚障害の基礎知識・聴覚障害者活動と聴覚障害者福祉制度 障害者福祉の基礎・手話の基礎知識	・第43回全道ろうあ者相談員・第40回全道専任手話通訳者研修会（札幌市） ・軽中等度難聴児支援研修
登録手話通訳者	研修会名称	専門講座	①石狩市登録手話通訳者研修会 ②要約筆記者との合同研修会 ③要約筆記者研修会	・登録者研修会
	開催回数	8　回	①3回　②3回　③4回	8回
	内容	・実技研修 ・事例研究 ・模擬通訳	・市担当者を交えた懇談会 ・実技研修 ・健康対策「ヨガ」 ・講演「私の通訳人生～山あり谷あり・・・まだまだ続く凸凹道」 講師　北海道ろうあ連盟手話通訳養成委員　中村　秀子氏	・手話言語条例って何？「石狩市手話基本条例のめざすもの」（千歳市） ・事例検討（地域のこと） ・統一試験問題（場面通訳） ・電話リレーサービスについて学習 ・医療場面（現場での疑問質問） ・恵庭市女性人材育成セミナー～人間関係をより円滑にする方法～今さら聞けない正しい話し方～
備考				

手話通訳者の頸肩腕健診状況一覧表（平成29年度）

自治体及び団体名	北海道	石狩振興局	当別町	新篠津村	札幌市
専任（専従）手話通訳者受診回数	1名　1回	1名　2回	専任手話通訳者未設置	専任手話通訳者未設置	11名　2回　①8月　12名 ②2月　11名
受診医療機関	勤医協札幌病院労働衛生科				勤医協札幌病院労働衛生科
登録手話通訳者数		90名			51名
登録手話通訳者受診の有無及び受診状況		無			有（年1回） 38名
健診予算（専通と登通の合計額）	5，616円（決算額）	11，232円（決算額）			350，000円
健康問題に関する学習会の有無及び内容	無	無			有（年1回） 勤医協札幌病院労働衛生科医師（担当）による健診結果の傾向と対策についての講義と質疑応答。学習会には札聴協養成事業担当ろう講師へも呼びかけ、全体で体調コントロールの把握に向けて取り組んでいる。
その他					・新登録通訳者にはレントゲンは必須、他登録通訳者の希望者には医師が判断する。 ・健診への予算は市事業のみ。協会登録者へは予算化はなし。 ・札聴協の組織変更により、勤医協の3名は平成27年2月より専通のカウントに含める。

自治体及び団体名	千歳市	江別市	北広島市	石狩市	恵庭市
専任（専従）手話通訳者受診回数	1名　1回	1名　1回	1名　1回	3名　2回	1名　1回
受診医療機関	勤医協札幌病院労働衛生科				
登録手話通訳者数	14名	11名	12名	7名	5名
登録手話通訳者受診の有無及び受診状況	有（1回） 14名	無	有（1回） 9名	有（1回） 7名	有（1回） 4名
健診予算（専通と登通の合計額）	122，208円（交通費込み）	8，208円	84，000円	78，624円	33，696円
健康問題に関する学習会の有無及び内容	・DVD視聴 （頸肩腕症候群予防） 「手話通訳者の健康を守るために」 発行：全国手話通訳問題研究会	北海道医療大学心理学科 臨床心理学科　臨床心理士 講師　金澤潤一郎氏 「成人の発達障害・認知行動療法について」	無	健康対策 「ヨガ～揉まずにほぐそう！ すって・はいて・伸ばして ・リフレッシュ～」 講師 公益財団法人石狩市体育協会 本間　菜摘氏	無
その他					

石狩振興局地区　各自治体等の主な施策【平成29（2017）年度】

<table>
<tr><td>札幌市</td><td>・障がい者によるまちづくりサポーター制度　打ち合わせ会議（8月～計3回）
・手話・障がい者コミュニケーション検討委員会（7月～計3回）
・平成29年10月4日可決・12月1日施行
「札幌市障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」
・平成30年3月6日可決・同日施行
「札幌市手話言語条例」</td><td rowspan="3">石狩振興局地区連絡会議</td><td rowspan="3">・中間報告書パートⅣ（平成24～26年度）資料作成及び確認作業

・平成27年度報告書資料様式の確認作業

・情報交換</td></tr>
<tr><td>千歳市</td><td>・千歳市障がい者地域自立支援協議会手話言語条例専門部会
（4月～計9回）
・千歳市手話言語条例制定（H30．3月8日即日施行）
・聴覚障がい者の理解促進リーフレット作成（H30．3月発行）</td></tr>
<tr><td>江別市</td><td>特記事項なし</td></tr>
<tr><td>北広島市</td><td>特記事項なし</td><td rowspan="6">北海道
・
国内外</td><td rowspan="6">北海道障がい者施策審議会・意思疎通支援部会
・第4回意思疎通支援部会
・第5回意思疎通支援部会
・第6回意思疎通支援部会
・第7回意思疎通支援部会
・第8回意思疎通支援部会
・第9回意思疎通支援部会

北海道障がい者の意思疎通の総合的な支援に関する条例
北海道言語としての手話の認識の普及等に関する条例 3月成立4月施行

新規採用職員手話講習会
職員手話講習会開催（10回）</td></tr>
<tr><td>石狩市</td><td>・「石狩市手話基本条例推進懇話会」開催（8月～計4回）
・「全国市区長会　手話劇祭」開催（10月）</td></tr>
<tr><td>恵庭市</td><td>・職員手話講習会を開催
・登録手話通訳者推薦試験実施（6年ぶり）</td></tr>
<tr><td>当別町</td><td>特記事項なし</td></tr>
<tr><td>新篠津村</td><td>特記事項なし</td></tr>
</table>

厚生労働省手話通訳者養成カリキュラム対応実施状況（北海道委託事業）
手話通訳者養成事業は平成11（1999）年度から北海道の委託事業として、北海道ろうあ連盟が実施
＊手話奉仕員養成事業は基本的に市町村が実施

2017 年

カリキュラム	手話通訳者養成カリキュラム対応（90時間） 基本課程　35時間　　応用課程　35時間　　実践課程　20時間 新テキスト　～　手話通訳Ⅰ（ホップ）　　手話通訳Ⅱ（ステップ）　　手話通訳Ⅲ（ジャンプ） 4月から11月までの8ヶ月間（毎月、土日2日間）　＊8月は土日講座　2回実施 ＊統一試験は12月第一土曜日実施	
開催地及び会場	札幌市 帯広市	
講師団	北海道ろうあ連盟北海道手話通訳派遣センター養成・研修部	
予算額	3，643，000円	
受講者・修了者	**札幌会場** 受講者　26名 修了者　26名 合格者　7名	**帯広会場** 受講者　19名 修了者　15名 合格者　1名
備　考	養成講座70％出席者に修了証書（北海道ろうあ連盟長名）交付 平成18年度より道の予算措置で手話通訳者全国統一試験実施（養成講座修了者のみ対象） ＊札幌市は平成16（2004）年度より実施	

手話通訳士倫理綱領

一般社団法人日本手話通訳士協会

私たち手話通訳士は、聴覚障害者の社会参加を拒む障壁が解消され、聴覚障害者の社会への完全参加と平等が実現されることを願っている。このことは私たちを含めたすべての人々の自己実現につながるものである。

私たち手話通訳士は、以上の認識にたって、社会的に正当に評価されるべき専門職として、互いに共同し、広く社会の人々と協同する立場から、ここに倫理綱領を定める。

１．　手話通訳士は、すべての人々の基本的人権を尊重し、これを擁護する。

２．　手話通訳士は、専門的な技術と知識を駆使して、聴覚障害者が社会のあらゆる場面で主体的に参加できるように努める。

３．　手話通訳士は、良好な状態で業務が行えることを求め、所属する機関や団体の責任者に本綱領の遵守と理解を促し、業務の改善・向上に努める。

４．　手話通訳士は、職務上知りえた聴覚障害者及び関係者についての情報を、その意に反して第三者に提供しない。

５．　手話通訳士は、その技術と知識の向上に努める。

６．　手話通訳士は、自らの技術や知識が人権の侵害や反社会的な目的に利用される結果とならないよう、常に検証する。

７．　手話通訳士は、手話通訳制度の充実・発展及び手話通訳士養成について、その研究・実践に積極的に参加する。

１９９７（平成９）年５月４日制定

＊法人格取得　２００９（平成２１）年度

・発　　行　　日　令和元（２０１９）年９月３０日
・発　　行　　先　石狩振興局地区専任手話通訳者連絡会議
・問い合わせ先　北海道石狩振興局保健環境部社会福祉課配置
（公益社団法人北海道ろうあ連盟
北海道手話通訳派遣センター石狩　手話通訳者）
・住　　所　０６０－８５５８
札幌市中央区北３条西７丁目
電話　　０１１－２３１－４１１１　内線３４－９１６
FAX　　０１１－２３２－１０９０